

# ○羽生市重度心身障がい者福祉タクシー利用料金等助成要綱

昭和56年6月25日

告示第57号

改正 昭和57年4月1日告示第35号

昭和58年9月16日告示第54号

平成3年4月1日告示第13号

平成6年4月19日告示第8号

平成14年3月29日告示第7号

平成22年2月17日告示第5号

平成27年12月28日告示第54号

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障がい者に対し、福祉タクシー利用料金等の一部を助成することにより重度心身障がい者の社会生活圏の拡大を図り、福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この助成の対象者は、市内に住所を有し、かつ、住民税非課税者で、次の各号に該当しているものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であってその障がいの程度が1級又は2級に該当する者

(2) 療育手帳制度（昭和48年厚生省発児第156号及び昭和50年9月30日障福第719号埼玉県生活福祉部長通知）に基づく療育手帳の交付を受けた者であって当該障がいの程度が（A）及びAに該当する者

(3) 羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成要綱（昭和56年告示第58号）の規定による助成を受けていない者

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「事業者」とは、埼玉県乗用旅客自動車協会又は埼玉県個人タクシー協同組合に加入して一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(2) 「福祉タクシー」とは、前号に規定する事業者がその事業の用に供する自動車をいう。

(助成)

第4条 市長は、第2条に規定する対象者が福祉タクシーを利用したときは、その利用料金の一部を助成する。

2 前項の助成は、市長が発行する羽生市福祉タクシー利用券（様式第2号。以下「利用券」という。）を対象者に交付することにより行う。

3 利用券により助成する額は、利用券1枚につき中型車又は小型車の基本料金以内とする。

4 福祉タクシーの料金と利用券によって助成される額との差額は、当該福祉タクシーを利用した対象者の負担とする。

5 利用券は1回の乗車につき1枚使用するものとする。

6 第2条第1項に規定する者のうち、20歳未満の者（以下「障がい児」という。）にあつては、利用券による助成又は障がい児に係る自動車の使用に伴う燃料費（以下「燃料費」という。）の給付による助成（1リットルにつき50円とし、1か月20リットルを限度とする。）のいずれかを選択することができる。

7 前項の規定による燃料費を助成する期間は、当該障がい児が20歳となった年度末までとする。

(登録の申請及び決定)

第5条 利用券による助成等を受けようとする者は、羽生市重度心身障がい者福祉タクシー利用等登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請には、身体障害者手帳及び療育手帳等を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により申請があつたときはその内容を審査し、申請

に係る者が第2条に規定する障がい者に該当すると認定したときは、登録することを決定するものとする。

4 前項の規定により登録することを決定したときは、当該登録申請書に登録番号を付し、これを登録簿とする。

(利用券の交付)

第6条 市長は、前条の規定により登録を受けた者には、利用券を交付するものとする。

2 利用券の交付枚数は、予算の範囲内で市長が別に定める。

3 利用券は、再交付しない。

(燃料費の給付手続)

第7条 第4条第6項に規定する燃料費の給付手続は、羽生市重度身体障がい者自動車ガソリン費助成要綱（昭和56年告示第58号）の例によるものとする。

(身体障害者手帳等の提示)

第8条 利用券の交付を受けた者が福祉タクシーを利用しようとするときは、当該福祉タクシーの運転者に対し、身体障害者手帳又は療育手帳を提示しなければならない。

(請求及び支払)

第9条 事業者は、福祉タクシー利用券を毎月末日までにとりまとめ、翌月の10日までに利用券を添えて請求しなければならない。

2 前項の規定により請求を受けたときは、市長はその月の末日までに支払うものとする。

(譲渡の禁止)

第10条 利用券は、これを譲渡し、又は不正に使用してはならない。

(助成の取消し等)

第11条 市長は偽りその他不正の手段により、この要綱に定める助成を受けた者がいるときは、これに対し助成の決定を取り消すとともに、既に助成を行った金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(協定締結)

第12条 市長は福祉タクシーの業務を円滑にするため、埼玉県乗用旅客自動車協会及び埼玉県個人タクシー協同組合と福祉タクシー業務に係る協定を締結するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年4月1日告示第35号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年9月16日告示第54号)

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月1日告示第13号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月19日告示第8号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年3月29日告示第7号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月17日告示第5号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、第2条の改定規定(「有し」の次に「、かつ、住民税非課税者で、」を加える部分に限る。)は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日告示第54号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

羽生市長

申請者 住所  
氏名 ㊦  
電話番号  
受給者との続柄

羽生市重度心身障がい者福祉タクシー利用等登録申請書

羽生市重度心身障がい者福祉タクシー利用料金等助成要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

受給者氏名	個人番号：				
障がいの区分					
手帳番号					
支給年度					
登録番号					
枚数					

様式第2号（第4条関係）

<p><b>○ 羽生市福祉タクシー利用券</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">助成額</td> <td>初乗運賃相当額(普通車) ※寝台自動車にあっては、一般のタクシー(普通車)の初乗(2km)運賃相当額とする</td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>発行者</p> <p style="text-align: center;">羽生市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公印</span></p> <p>(有効期限)      年   月   日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">乗車年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会社名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幹事事業者名</td> <td></td> </tr> </table>	助成額	初乗運賃相当額(普通車) ※寝台自動車にあっては、一般のタクシー(普通車)の初乗(2km)運賃相当額とする	番号		乗車年月日		会社名		幹事事業者名		利用者は切り離さないこと	<p><b>(事業者控) 市町村名</b></p> <p style="text-align: center;"><b>福祉タクシー利用券</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>初乗運賃相当額(普通車) ※寝台自動車にあっては、一般のタクシー(普通車)の初乗(2km)運賃相当額とする</p> <p>(有効期限)      年   月   日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">乗車年月日</td> <td>年   月   日</td> </tr> <tr> <td>会社名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車輛番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗務員</td> <td></td> </tr> </table>	番号		乗車年月日	年   月   日	会社名		車輛番号		乗務員	
助成額	初乗運賃相当額(普通車) ※寝台自動車にあっては、一般のタクシー(普通車)の初乗(2km)運賃相当額とする																					
番号																						
乗車年月日																						
会社名																						
幹事事業者名																						
番号																						
乗車年月日	年   月   日																					
会社名																						
車輛番号																						
乗務員																						

(表)

<p style="text-align: center;">《利用者の方へ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この利用券は障害者ご本人が乗車した時のみ有効です。他者への譲渡はできません。</li> <li>・ 利用券は、埼玉県又は羽生市と協定を締結している事業者に対してのみ有効です。</li> <li>・ この利用券と障害者割引（1割引）は併用できます。 ただし、障害者割引を受ける際、ご本人または同乗介護者からの手帳の提示が必要です。</li> <li>・ 1割引後の金額が初乗運賃相当額以内でも釣銭は出ません。</li> <li>・ 大型車・寝台車を利用した場合でも初乗運賃相当額は普通車と同じです。</li> <li>・ 利用1回につき1枚のみ使用できます。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">《乗務員の方へ》</p> <p>この利用券の提出があったときは、この利用券と乗車料金から初乗運賃相当額を差し引いた金額を利用者から受け取ってください。</p> <p>利用者が身体障害者手帳または療育手帳を提示したときは、障害者割引（1割引）後の金額から初乗運賃相当額を差し引いた金額を利用者から受け取ってください。</p> <p>ただし、1割引後の金額が初乗運賃相当額以内でも釣銭は出ません。</p> <p>お問合せ先 〒348-8601 羽生市東6-155 羽生市役所 社会福祉課 障がい福祉係 TEL 048-561-1121（内線158） FAX 048-560-3073</p>
--	--

(裏)

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第4条関係）